



商工会議所の実施している共済制度は、

「企業の福利厚生制度の充実」を目的に、
国で行うものから会議所独自に設計した福利制度まで、
幅広くご利用いただける内容となっております。



■ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

分福共済（生命共済）

〔定期保険（団体型）〕＋〔商工会議所自家給付制度〕

役員および従業員の**福利厚生制度**にご活用いただけます。

- ・保険期間は1年で自動更新、役員・従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。
- ・ガンや6大生活習慣病で入院した場合、ガンで先進医療を受けた場合は一時金が支払われます。

税務上のお取り扱い

- ・法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。（法基通 9-3-5）（所基通 36-31 の2）
- ・個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（直審 3-8）（所基通 36-31 の2）

特定退職金共済

〔新企業年金保険〕

従業員の**退職金準備**にご活用いただけます。

- ・毎月、定額の掛金を支払うことで、将来支払う退職金を計画的に準備できます。
- ・法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講じられます。（賃金の支払の確保等に関する法律 昭和51年法律第34号）

税務と経理処理について

事業主が負担した掛金は全額損金または必要経費に計上できます。加入従業員（被共済者）が受取る退職給付金は退職所得、退職年金は雑所得となります。また、遺族給付金は死亡退職金として相続税の対象となり、解約手当金は一時所得となります。（所得税法施行令第72条、第183条、相続税法第3条）

〔お問合せ先〕 **館林商工会議所**
〒374-8640 館林市大手町 10-1 TEL 0276-74-5121

〔引受保険会社〕 **アクサ生命保険株式会社 太田営業所**
〒373-0853 太田市浜町 3-6 太田商工会議所 4 F TEL 0276-45-4298

アクサ生命は商工会議所と協力して健康経営を推進しています。



アクサ生命

～さらなる企業の発展のために～

健康経営に取り組みませんか？

健康経営は、アクサ生命がサポートします！

健康経営優良法人認定の申請までサポート

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社

太田営業所



0276-45-4298